

大阪府規則第四十九号

大阪府軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行

行規則の一部を改正する規則

大阪府軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年大阪府規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2―8 (略)</p> <p>9 条例第十二条第三項第六号の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム(介護老人保健施設若しくは介護医療院又は診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの(以下「<u>本体施設</u>」という。))との密接な連携を確保しつつ、<u>本体施設とは別の場所で運営される入所定員が二十九人以下の軽費老人ホームであつて、本体施設を運営する法人により設置されるものをいう。以下同じ。)</u>の調理員その他の職員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める従業者により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>一 介護老人保健施設又は介護医療院 調理員又はその他の従業者</p> <p>二 (略)</p>	<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2―8 (略)</p> <p>9 条例第十二条第三項第六号の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム(当該施設以外の介護老人保健施設又は診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの(以下「<u>本体施設</u>」という。))との密接な連携を確保しつつ、<u>本体施設とは別の場所で運営される入所定員が二十九人以下の軽費老人ホームであつて、本体施設を運営する法人により設置されるものをいう。以下同じ。)</u>の調理員その他の職員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める従業者により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>一 介護老人保健施設 調理員又はその他の従業者</p> <p>二 (略)</p>

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。